

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年1月24日（平成29年（行情）諮問第26号）

答申日：平成30年2月26日（平成29年度（行情）答申第472号）

事件名：特定日の衆議院決算委員会における特定議員の質問に対する外務大臣等の答弁関連の文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1ないし3に掲げる文書（以下、それぞれ「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年7月26日付け厚生労働省発社援0726第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨及び理由

今回の不開示決定処分（『社援0726第1号』）は、以下の理由で、理解・納得できるものではなく、審査請求する次第です。

ア 今回の不開示決定処分は、国会答弁、つまり国民の前に明らかにされた厚生省（当時）にかかわる事実関係の説明すら隠ぺい、曖昧にしており、国権の最高機関である国会の権威を否定して、その信頼を著しく損ねています。

イ 今回の不開示決定処分は、旧国家総動員体制の下で被害にあった朝鮮女子勤労挺身隊員等にかかわる事実関係の基礎データ（関係企業、戦災、戦後処理等の）をうやむやにしています。したがって、この処分は、日韓両国民が願う、両国関係の友好的発展に背を向けて、これを阻むことにつながり、決して許容できません。

ウ 今回の不開示決定処分には、本件厚生省特定説明員にかかわる、厚労省内の部局、愛知県当局、特定企業、韓国側（当局及び被害当事者）関連の、データ類、索出作業、及び新たな調査のカゲもかたち

もありません。再調査をふまえた開示が必至と言わざるを得ません。
【参考】これらに関して、前述朝鮮女子勤労挺身隊員の名誉回復
事案にかかわってきた市民グループ（当方はその一員です）が入手
したデータの一端を参考に付します。【別添参考資料 A～D】

(2) 別添参考資料についてのコメント

ア 別添参考資料Aについて

厚生省特定委員答弁の根拠と思われる文書について、当方は、19
86年～1988年（1988年特定月の国会答弁前）、「愛知県
特定部特定課」及び「特定企業特定工場特定課」において、閲覧す
る機会を得て、その一部分ではありますが、筆写あるいは複写して
います。（【A】『死没者人名表』26～31に朝鮮女子勤労挺身
隊死没者名があります）

イ 別添参考資料Bについて

当方は厚生省特定委員答弁以前、国会議員の紹介で貴省（「厚生省」
時代）に赴き、旧国家総動員法の下、軍需企業に被動員中、空襲等
で犠牲にあった方々の詳細な名簿（『旧国家総動員関係死亡者名簿』
～直轄、管理、監督工場別および都道府県別の）ファイルの存在を
確認し、その一部を閲覧させていただいたことがあります。そのフ
ァイルは戦時災害の基本データであるがゆえに、廃棄はあり得ませ
ん。

ウ 別添参考資料Cについて

さらに、それら軍需企業の当時の従事者が、厚生年金被保険者であ
ったことから、男・女問わず、生存・死者問わず、それらの関連記
録が（当時の担当地域の事務所、並びに後継企業に）永く保存され
ていることは確かです。（この際、「消えた年金問題」はさておき
…）。

当方は、2009年～2015年にかけて、二次にわたり、韓国在住
の勤労挺身隊被害者数人の被委任者として、「厚生年金保険脱退手
当金」の受給手続きを行ったことを踏まえて、それらの事実関係を
承知しています。

エ 別添参考資料Dについて

なお、本件に深く関わる、戦時下の特定会社特定製作所については、
事業場が広範囲に展開していることを示す資料です。

※ 出典＝『戦時下・特定地域の諸記録2015』（特定団体201
5 特定年月日）

※ 添付資料省略

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、平成28年7月2日付け（同月4日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定年月日 衆議院決算委員会での、特定議員の質問にたいする特定外相及び厚生省特定委員の答弁関連の行政文書等」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年10月20日付け（同月27日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書について

処分庁は、本件開示請求に関し、以下の行政文書を特定した。

「昭和63年特定月日 衆議院決算委員会での、特定議員の質問にたいする特定外相及び厚生省特定委員の答弁関連の行政文書等」

具体的には次のとおり。

ア 昭和63年特定月日に行われた衆議院決算委員会の会議録（以下「本件会議録」という。）に記載されている厚生省特定委員の答弁のうち、「昭和三十五年に厚生省から愛知県を經由しまして入手した資料」（名簿の写し）及び当該資料入手のため関係者間を往復した行政文書（本件対象文書1）

イ 本件会議録に記載されている特定外務大臣の「厚生省と御連絡を申し上げ、そして忌まわしき戦争の傷跡をふくように最大の努力をいたしたい」との答弁に関連した厚生省の行政文書（本件対象文書2）

ウ 特定訴訟において、厚生省が被告・国側として裁判所に提出した答弁書等（本件対象文書3）

(2) 原処分の妥当性について

ア 上記(1)アに掲げる文書については、本件会議録に記載されている厚生省特定委員特定説明員の答弁から、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律127号。以下「遺族等援護法」という。）に基づく遺族年金等の裁定事務に関連して入手した資料及びその入手に関する事務連絡等と考えられる。

これらの文書は、厚生省本省文書保存規程（昭和13年厚生省訓6号。以下「厚生省文書規程」という。）等に基づき既に保存期間が満了し廃棄したと考えられるが、念のため遺族等援護法に基づく遺族年金等の裁定事務を所管する社会・援護局の関係課室及び倉庫を探索した結果、保有していないことを確認した。さらに社会・援護局が保有する行政文書ファイル（平成23年3月31日以前に作成

したもの)の管理簿(以下「旧管理簿」という。)にも当該文書が綴られていると考えられるファイル名は存在しなかった。

以上のことから、当該文書について文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

イ 上記(1)イに掲げる文書については、本件会議録に記載されている特定議員の質問や特定外務大臣の答弁から、戦時中の国家総動員体制下における朝鮮半島からの被徴用者、動員学徒及び女子挺身隊員に関する諸問題に対し厚生省が関与した施策に関する文書と考えられるが、戦没者の遺族や戦傷病者等に対する援護、戦没者の慰霊事業、中国残留邦人等に対する支援、旧陸海軍の残務整理等の終戦時からの援護行政について社会・援護局が取りまとめた『援護五十年史』(平成9年3月作成)から該当する施策は特定できず、さらに旧管理簿にも当該文書が綴られていると考えられるファイル名は存在しなかった。

以上のことから、当該文書について文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

ウ 上記(1)ウに掲げる文書については、特定訴訟が特定地方裁判所に提訴された際の法務省訟務局長からの調査依頼に対し、原告の主張に係る損害賠償請求等については社会・援護局の所管外である旨回答していることから、作成・取得していないことは明らかである。

以上のことから、当該文書について文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、原処分は国会答弁にかかわる事実関係の説明すら隠ぺい、曖昧にし、旧国家総動員体制の下で被害にあった朝鮮女子勤労挺身隊員等にかかわる事実関係の基礎データ(関係企業、戦災、戦後処理等)をうやむやにしているため、再調査を踏まえた開示が必至である旨主張しているが、これに対する諮問庁の説明は上記(2)のとおりであり、処分庁において本件開示請求時点で該当する行政文書は保有していなかったことから、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月11日 審議
- ④ 平成30年2月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書1について

ア 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2）ア）において、以下のとおり説明する。

当該文書については、本件会議録に記載されている厚生省特定説明員の答弁から、遺族等援護法に基づく遺族年金等の裁定事務に関連して入手した資料及びその入手に関する事務連絡等と考えられる。

当該文書は、厚生省文書規程等に基づき既に保存期間が満了し廃棄したと考えられるが、念のため遺族等援護法に基づく遺族年金等の裁定事務を所管する社会・援護局の関係課室及び倉庫を探索した結果、保有していないことを確認した。さらに旧管理簿にも当該文書が綴られていると考えられるファイル名は存在しなかった。

以上のことから、当該文書について文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、更に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

(ア) 別紙の1（1）に掲げる文書について

厚生省特定説明員が本件会議録で、「昭和35年に厚生省から愛知県を経由しまして入手した資料がございます。」と答弁していることから、当該文書の入手時期（昭和35年）及び保管期間中に有効だった厚生省文書規程を確認したところ、別表第2において、保存期間は「永久、10年及び3年」とされていた。

当該文書は、おそらく、「永久保存」ではなく、「10年保存」の「11その他主務局長が10年保存を必要と認めるもの」に該当する文書として、昭和35年から10年（昭和45年）で廃棄されたと考えられるが、廃棄に係る記録原簿も残っておらず、詳細は分からない。

本件会議録によると、国会答弁は、昭和63年特定月日に行われたとされていることから、当時、愛知県から当該文書の写しを取り寄せるなどにより入手し、国会答弁資料として用いたと考えられるが、当時の国会答弁資料は残されていない。

国会答弁資料については、厚生省文書規程による保存期間は「永

久又は10年」とされていたが、仮に永久保存の扱いとされていたとしても、平成13年1月6日に厚生労働省文書管理規程（平成13年厚生労働省訓第21号。以下「厚労省文書規程」という。）が制定された際、国会の審議に関するものの保存期間は3年又は1年とされたため、当該文書の写しは、遅くとも3年後（平成16年）には廃棄されたと思われる。

(イ) 別紙の1(2)に掲げる文書について

当該文書は、旧国家総動員関係死亡者名簿が該当するが、行政文書ファイル管理簿で検索したところ、「総動員関係死亡者名簿」は昭和27年12月作成（取得）、平成28年3月31日保存期間満了、平成28年度初めに国立公文書館に移管となっている。

(ウ) 別紙の1(3)及び(4)に掲げる文書について

遺族等援護法関係の行政文書ファイルを再度確認したものの、該当すると思われる文書は確認できなかった。

ウ 以上を踏まえ、検討する。

(ア) 別紙の1(1)に掲げる文書について

当審査会において、諮問庁より、厚生省文書規程及び厚労省文書規程の提出を受け、確認したところ、前者において、文書の保存期間は永久、10年又は3年とされ、国会における質疑及び応答に関する記録の保存期間は、永久又は10年とされ、後者において、国会の審議に関するものの保存期間は、3年又は1年とされていることが確認できた。

当該文書は廃棄されたと考えられるとする諮問庁の説明及び国会答弁資料については、遅くとも厚労省文書規程が制定された平成13年の3年後には廃棄されたものと思われるとの諮問庁の説明については、これを覆すに足る事情は認められない。

(イ) 別紙の1(2)に掲げる文書について

当審査会において、諮問庁より、行政文書ファイル管理簿の検索結果の写しの提出を受け、確認したところ、諮問庁の説明のとおり、「総動員関係死亡者名簿」は昭和27年12月作成（取得）、平成28年3月31日保存期間満了、平成28年度初めに独立行政法人国立公文書館に移管となっていることが確認できた。

(ウ) 別紙の1(2)ないし(4)に掲げる文書を保有していないとする上記ア及びイの諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

(エ) また、別紙の1(1)ないし(4)に掲げる文書の探索方法について不十分であるとはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書1を保有している

とは認められない。

(2) 本件対象文書2について

ア 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2）イ）において、以下のとおり説明する。

当該文書は、本件会議録に記載されている特定議員の質問や特定外務大臣の答弁から、戦時中の国家総動員体制下における朝鮮半島からの被徴用者、動員学徒及び女子挺身隊員に関する諸問題に対し厚生省が関与した施策に関する文書と考えられるが、戦没者の遺族や戦傷病者等に対する援護、戦没者の慰霊事業、中国残留邦人等に対する支援、旧陸海軍の残務整理等の終戦時からの援護行政について社会・援護局が取りまとめた『援護五十年史』（平成9年3月作成）から該当する施策は特定できず、さらに旧管理簿にも当該文書が綴られていると考えられるファイル名は存在しなかった。

以上のことから、当該文書について文書不存在により不開示とした原処分は妥当であるとする。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、更に説明を求めさせたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

今回の諮問に当たり、遺族等援護法関係の行政文書ファイルを再度確認したものの、該当すると思われる文書は確認できなかった。

ウ 上記ア及びイの諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、その探索方法について不十分であるとはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書2を保有しているとは認められない。

(3) 本件対象文書3について

ア 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2）ウ）において、以下のとおり説明する。

当該文書は、特定訴訟が特定地方裁判所に提訴された際の法務省訟務局長からの調査依頼に対し、原告の主張に係る損害賠償請求等については社会・援護局の所管外である旨回答していることから、作成・取得していないことは明らかである。

以上のことから、当該文書について文書不存在により不開示とした原処分は妥当であるとする。

イ 当審査会において、諮問庁より、当該訴訟に係る法務省訟務局長通知及び厚生省社会・援護局長の回答通知の写しの提出を受け、確認したところ、法務省訟務局長通知は、厚生省社会・援護局長他、複数の宛先に送られているが、厚生省に対しては、社会・援護局長のみであり、それに対し、社会・援護局長は、「当局の所管外」と回

答していることが確認できた。

以上から、上記アの本件対象文書3が存在しないとの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書3を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

昭和63年特定月日 衆議院決算委員会での、特定議員の質問に対する特定外相及び厚生省（特定局特定課）特定説明員の答弁関連の行政文書

- 1 特定説明員の答弁の中にある「昭和35年に厚生省から愛知県を経由して入手した資料…名簿の写し」のうち、以下のもの。
 - (1) 特定企業特定工場の特定地震（昭和19年特定月日）死亡者名（朝鮮半島出身者＝女子挺身隊，男子徴用工を含む）
 - (2) 特定企業特定工場の空襲（昭和16年ないし昭和20年）死亡者名（朝鮮半島出身者＝女子挺身隊，男子徴用工を含む）
 - (3) 前記（1）及び（2）の朝鮮半島出身者＝女子挺身隊，男子徴用工の各々の出身地（保護者の住所）
 - (4) 同名簿の確認のため，特定企業，愛知県特定部，韓国の関係者及び関係機関との間で往復した行政文書の一切
- 2 特定外相答弁以後，外相の約束した，厚生省と連絡のうえ行うとされた最大限の努力を示す，厚生省側の行政文書一切。
- 3 平成11年特定月日（特定地裁提訴）ないし平成20年特定月日（最高裁決定）間，特定朝鮮女子勤労挺身隊訴訟において，被告・国側として提出した，厚生省が提出した答弁書・意見書類の一切。